

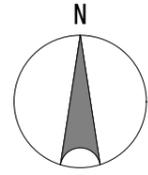
解体工事概要及び特記仕様書																																																		
<p>I . 解体工事概要</p> <p>1. 工事名 北見市中央大通沿道地区第一種市街地再開発事業 解体工事 (北洋銀行・北見商工会議所・東京海上・共栄火災・ベルコパーキング)</p> <p>2. 工事場所 北見市北2条東1丁目、北3条東1丁目、北4条東1丁目、北4条西1丁目</p> <p>3. 竣工期限 令和 7年11月30日迄とする。</p> <p>4. 工事内容 地下構造物を含む建物の解体</p> <p>5. 別途工事</p> <p>6. 解体建物 下記による</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>構造種別</th> <th>階数</th> <th>棟数</th> <th>延面積</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○</td> <td>北洋銀行</td> <td>RC造S造・W造・その他</td> <td>3階建</td> <td>1棟</td> <td>1,763㎡</td> <td>店舗・車庫</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>ベルコパーキング</td> <td>RC造S造・W造・その他</td> <td>2階建</td> <td>1棟</td> <td>688㎡</td> <td>駐車場</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>北見商工会議所</td> <td>RC造S造・W造・その他</td> <td>4階建</td> <td>1棟</td> <td>2,435㎡</td> <td>事務所</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>東京海上自動車</td> <td>RC造・S造・W造・その他</td> <td>5階建</td> <td>1棟</td> <td>1,911㎡</td> <td>事務所</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>北見写真館</td> <td>RC造・S造・W造・その他</td> <td>階建</td> <td>棟</td> <td>㎡</td> <td>工作物</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>共栄火災</td> <td>RC造・S造・W造・その他</td> <td>5階建</td> <td>1棟</td> <td>834㎡</td> <td>事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>7. 施工条件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) アスベストは解体工事前に除去処理をおこなう事。(調査費済み) 2) PCBは解体工事前に除去処理をおこなう事。 3) 北見写真館の敷地については一部駐車場利用を考慮して仮設計画を行うこと。 <p>II . 建築物解体工事共通仕様</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説」(以下、「解体共仕」という。)による。 2. 提出書類は、監督員と協議の上作成すること。 3. 特記仕様書の取り扱いについては、下記による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 章及び項目は番号に○印を付けたものを適用する。 (2) 特記事項で ○印、※ 印、◎印、・印のある場合の適用は下記による。 <ul style="list-style-type: none"> ○印のついたものを適用し、・印のついたものは適用しない。 ◎印のない場合は、※印のついたものを適用する。 ○印と◎印のある場合は共に適用する。 (3) 特記事項に記載の()内表示番号は、解体共仕の当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の(共仕○.○.○)表示番号は、共仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (5) 特記仕様書の※印と共通仕様書の内容に相違がある場合は特記仕様書を優先する。 (6) 共通仕様書に特記によるとあり、特記仕様書に記載の無いものは図示による。 4. 受注者は、工事の施工に当たり、周辺環境の保全に努めるとともに適用を受ける関係法令等を遵守し、必要に応じて次の関係法令等に従い手続き等を行い、工事を適切に施工すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という) ・建設工事に係る再生資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という) ・資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「リサイクル法」という) ・ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「PCB特別措置法」という) ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(以下「フロン回収破壊法」という) ・ダイオキシン類対策特別措置法・労働安全衛生法・大気汚染防止法・騒音規制法・水質汚濁規制法 ・石綿障害予防規則・特定化学物質等障害予防規則・建築基準法・環境基本法・土壌汚染対策法 ・建設副産物適正処理推進要綱・振動規制法 5. 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱 建築工事編」及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」を遵守し、災害防止に努めること。 		名	称	構造種別	階数	棟数	延面積	備考	○	北洋銀行	RC造S造・W造・その他	3階建	1棟	1,763㎡	店舗・車庫	○	ベルコパーキング	RC造S造・W造・その他	2階建	1棟	688㎡	駐車場	○	北見商工会議所	RC造S造・W造・その他	4階建	1棟	2,435㎡	事務所	○	東京海上自動車	RC造・S造・W造・その他	5階建	1棟	1,911㎡	事務所	○	北見写真館	RC造・S造・W造・その他	階建	棟	㎡	工作物	○	共栄火災	RC造・S造・W造・その他	5階建	1棟	834㎡	事務所
名	称	構造種別	階数	棟数	延面積	備考																																												
○	北洋銀行	RC造S造・W造・その他	3階建	1棟	1,763㎡	店舗・車庫																																												
○	ベルコパーキング	RC造S造・W造・その他	2階建	1棟	688㎡	駐車場																																												
○	北見商工会議所	RC造S造・W造・その他	4階建	1棟	2,435㎡	事務所																																												
○	東京海上自動車	RC造・S造・W造・その他	5階建	1棟	1,911㎡	事務所																																												
○	北見写真館	RC造・S造・W造・その他	階建	棟	㎡	工作物																																												
○	共栄火災	RC造・S造・W造・その他	5階建	1棟	834㎡	事務所																																												
<p>III . 特記仕様</p>																																																		

一 般 共 通 事 項	① 施工条件	<p>○施工時間</p> <p>(1) 行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日に工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。</p> <p>(2) 設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員の承諾を受け。</p> <p>(3) 設計図書に施工時間が定められていない場合で、夜間に工事の施工を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面を監督員に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事車両の駐車場所及び資機材の置場は、特記がなければ、敷地内とする。(1.3.5) <p>(1) 施工に先立ち、現場に交通安全委員会、安全衛生協議会を設置し安全及び災害・公害の防止に必要な事項を、関係法令に従い適切に定めた要項を監督職員に提出する。</p> <p>(2) 騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響がでないように努めること又化学製品の取り扱いについては、作業者の安全、健康を確保し、環境保全に努めること。(1.3.6)</p> <p>火災保険、その他工事的目的が対象となる保険 ○必要 ・ 不必要</p> <p>保険の契約期間は、工期に14日間を加算した期間とし、加入した場合は証券の写しを遅滞なく監督職員に提出すること。</p> <p>工事の施工に当たっての近隣との折衝は、次による。</p> <p>(1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督員に報告する。</p> <p>(2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。(1.3.11)</p>
	③ 施工中の安全確保	<p>施工は、設計図書、施工計画書、監督職員の承諾を受けた実施工程表等に従って行う。(1.5.1)</p>
	⑧ 工事の保険	<p>設計図書に定められた工法以外で、安全性の確保及び環境の保全に有効な工法の提案がある場合は、監督職員と協議する。(1.5.5)</p>
	⑩ 近隣との折衝	<p>解体工事の重機(ブタ・ダ・バツ等)は、排気ガス対策型、低騒音型の車両を使用する事。</p>
	⑪ 施工	<p>仮設に使用する材料は、使用上差し支えないものとする。(2.1.2)</p> <p>①騒音・粉塵等の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)防音パネルは、隙間なく取り付ける。 ○(2)防音シートは、ジョイントの重ねと結束を十分に施す。(金網併用) ・(3)養生シート等は、隙間なく取り付ける。 <p>(b)防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲〔※設計図による〕 高さ〔※設計図による〕</p> <p>(c)ブレーカー、穿孔機、破砕機、圧砕機等による粉塵発生部に常時散水を行う。(2.2.1)</p>
	⑫ 工事	<ul style="list-style-type: none"> ・構内に新設する ・既存施設の一部を利用する ○設けない ・1号 ・ 2号 ・ 3号 ・ 4号 ・ 5号 <p>冬期間にかかる場合は窓を二重とし、各部分は防寒仕様とする。</p> <p>備品等の設置 ・ 机 ・ 椅子 ・ 書棚 ・ 寒暖計 ・ ストープ</p> <p>・ 黒板 ・ ゴム長靴 ・ 雨がっぱ ・ 保護帽 ・ 懐中電灯 ・ 懐中電灯</p> <p>・ 安全帯 ・ 電話 ・ ロッカー ・ 消火器 ・ その他 (2.3.1)</p>
	⑬ 建設機械	<p>建築物等の解体に先立ち、次の事前措置を行う。</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物、アスベスト含有建材又は特殊な建設副産物がある場合は、5章「特別管理産業廃棄物の処理」、6章「アスベスト含有建材の除去」又は7章「特殊な建設副産物の処理」による除去及び回収を行う。</p> <p>(2) 各種設備機器の停止及び給水、ガス、電力、通信の供給が停止していることを確認する。</p> <p>なお、給水管、ガス管、ケーブル等の供給管の切断は、次の(a)及び(b)による。</p> <p>(a)切断は、解体に支障がない位置で適切に行い、給水管、ガス管等は一次側をプラグ止めとするなど止水又は漏えい防止の措置を講ずる。また、切断位置は明確にし、記録を残し監督員に提出する。</p> <p>(b)新たに配管、配線等の切り回しが必要となる場合は、監督員と協議する。</p> <p>(3)落下するおそれのある付属物は、事前に撤去する。</p> <p>(4)建築物等の解体に際して、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、駆除等を行う。</p> <p>(5)電気設備のコンデンサ等は、残留電荷の放電を行う。</p> <p>(6)蓄電池等は、充電状態の確認を行い、短絡等による事故発生を防止する。</p> <p>(7)衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による臭気の発生を防止する。</p> <p>(8)浄化槽、排水槽等の汚水及び汚物は、回収洗浄、消毒等の措置を行い、臭気の発生並びに周辺及び地中への汚染を防止する。(3.2.1)</p>
	⑭ 仮設材料	<p>解体手順は、3.2.1.の事前措置を行ったのち、建築設備、内装材、外装材、屋根葺材等、躯体、基礎及び杭、構内舗装等、地下埋設物及び埋設配管の順に行う。ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は手順を変更し、監督員に報告する。(3.3.1)</p>
	⑮ 工法の提案	<p>○電気設備は、7種類に分別解体する。</p> <p>蛍光灯及びHIDランプ、小型二次電池、機器類、断熱材、配管類、電線及びケーブル類、その他の電気設備</p>
	⑯ 建設機械	<p>○機械設備は、6種類に分別解体する。</p> <p>配管及びダクト、機器類、保温材、浄化槽及びユニットバス、衛生陶器類、その他の機械設備</p>
	⑰ 仮設材料	<p>○内装材は、6種類に分別解体する。</p> <p>木材、鋼製建具・アルミニウム製建具・ステンレス製建具等、石膏ボード、ALCパネル、壁・天井材等の金属下地、その他の内装材 (3.5.1)</p>
	⑱ 建設機械	<p>○電気設備は、7種類に分別解体する。</p> <p>蛍光灯及びHIDランプ、小型二次電池、機器類、断熱材、配管類、電線及びケーブル類、その他の電気設備</p>

二 般 共 通 事 項	① 施工条件	<p>○外装材は、8種類に分別解体する。</p> <p>ALCパネル、押出成形セメント板、メタルカーテンウォール、PCカーテンウォール、ガラスカーテンウォール、ガラス、建具、その他の外装材 (3.6.1)</p>
	③ 解体	<p>○屋根葺材等は、4種類に分別解体する。</p> <p>長尺金属板・折板等、瓦等、屋根葺材等の金属下地等、その他の屋根葺材等 (3.7.1)</p>
	④ 体	<p>○屋根防水材等は、4種類に分別解体する。</p> <p>防水層保護のコンクリート・れんが等、断熱材等、アスファルト防水材、その他の防水材等 (3.7.2)</p>
	⑤ 工	<p>○躯体は、5種類に分別解体する。</p> <p>コンクリート・鉄筋、鉄骨、木材、その他の構造物 (3.8.1)</p>
	⑥ 土	<p>解体後の埋戻し・盛土 ※A種 ・ B種</p> <p>解体後の敷地は、地均し等を行う。(3.12.1)</p>
	⑦ 埋	<p>建設廃棄物に応じた収集運搬業者、処分業者、中間処理施設、再資源化施設、最終処分場の受入条件等を調査する。(4.1.3)</p>
	⑧ 設	<p>建設廃棄物の処理に先立ち、4.1.3の調査に基づき、種類別に具体的な処理計画を定め施工計画書に記載する。また、処理計画では、委託による処理又は自己処理の明らかにする。(4.1.4)</p>
	⑨ 建	<p>建設廃棄物の工事現場内の保管に当たっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の規定による「産業廃棄物保管基準」に従い保管する。(4.2.1)</p>
	⑩ 設	<p>特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法による再資源化等完了報告書又は監督員が指示する様式による再生資源利用促進計画書(実施書)を監督員にCDで提出する。(4.4.3)</p>
	⑪ 設	<p>特別管理産業廃棄物の調査は次による。</p> <p>(1)特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。</p> <p>(2)特別管理産業廃棄物に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。</p> <p>(3)調査結果は調査に取りまとめ、監督員に提出する。(5.1.2)</p>
	⑫ 設	<p>特別管理産業廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画及び回収計画を定め施工計画書に記載する。(5.1.3)</p>
	⑬ 設	<p>特別管理産業廃棄物はPCB廃棄物を除き、現場内に保管しない。搬出するまでの間やむを得ず保管する場合は、種類を表示し雨水の掛からない場所とするなど、廃棄物処理法の規定による「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する。(5.2.1)</p>
	⑭ 設	<p>アスベストを重量で0.1%を超えて含有する、アスベスト含有吹付け材、アスベスト含有保温材等及びアスベスト含有成形板の処理工事に適用する。(6.2.1)</p>
⑮ 設	<p>発注者による事前調査の結果 アスベスト含有 ○有 ・ 無</p> <p>解体工事前調査書 ※ 7.事前調査 ・ 別紙のとおり</p>	
⑯ 設	<p>(1)アスベスト含有建材の有無の調査は、目視、設計図書等により製品名、製造者名、製造年等を確認することにより行い、調査結果を取りまとめ監督員に提出する。</p> <p>(2)調査の結果、設計図書及び事前調査書等と異なる場合は、監督員と協議する。(6.1.2)</p>	
⑰ 設	<p>アスベスト粉塵濃度の測定方法は、JIS K 3850-1 による。</p> <p>測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。</p> <p>アスベスト粉塵測定における計数分析は、第一種作業環境測定士が行うものとする。(6.1.3)</p>	
⑱ 設	<p>アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。(6.2.1)</p>	
⑳ 設	<p>アスベスト含有建材の除去にあたっては、石綿障害予防規則に基づき石綿作業主任者を選定する。(6.2.2)</p>	
㉑ 設	<p>アスベスト含有建材の除去に従事する作業者は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。(6.2.3)</p>	
㉒ 設	<p>アスベスト含有建材の除去に当たっては、直接除去を行う作業区域、セキュリティゾーン、廃棄物保管場所等、除去工事に直接又は間接に関係する箇所の区画を行う。(6.2.4)</p>	

三 般 共 通 事 項	① 作業場の隔離等	<p>(a)アスベスト含有吹付け材の除去に伴い、アスベストの作業場から外部への飛散防止及び処理を行わないほかの部位の汚染防止のため、隔離シートを用いて隔離する。隔離シートは、壁面に使用するものは厚さ0.08mm以上、床面に使用するものは厚さ0.15mm以上とし、床面については二重で使用する。</p> <p>(b)隔離した作業場内は、集塵・排気装置を使用し、負圧に保つ。集塵・排気装置は、アスベスト粉塵の大気への飛散を防止するためのHEPAフィルター又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルター一台の設備とする。</p> <p>(c)隔離した作業場への出入りによるアスベスト粉塵の二次汚染を防止するため、前室、洗浄室及更衣室の3室で構成するセキュリティゾーンを設置する。</p> <p>(d)更衣室には洗濯及びうがいのできる設備を設ける。</p> <p>(e)洗浄室にはエアシャワー設備を設ける。(6.3.1)</p>
	② 除去工法	<p>(a)アスベスト含有吹付け材の除去工法は、特記による。</p> <p>除去工法 (・ 工法)</p> <p>封じ込め工法 (・ 工法)</p> <p>(b)除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止 (※湿潤化 ・ 固形化) (6.3.2)</p>
	③ 保温材	<p>アスベスト含有保温材等の除去に伴い、アスベストの作業場から場外への飛散防止のため、養生シート等を用いて区画し、除去作業を行う施工区画内は、当該作業員以外立入禁止とする。(6.4.2)</p>
	④ 保温材	<p>(a)アスベスト含有保温材の除去工法は、粉塵飛散抑制剤により湿潤化したのちに、原形のまま、手ばらで行う。</p> <p>(b)除去したアスベスト含有吹付け材等の飛散防止 (※湿潤化 ・ 固形化) (6.4.3)</p>
	⑤ 成形板	<p>アスベスト含有保温材等の除去に伴い、アスベストの作業場から場外への飛散防止のため、養生シート等を用いて区画し、除去作業を行う施工区画内は、当該作業員以外立入禁止とする。(6.5.1)</p>
	⑥ 成形板	<p>(a)アスベスト含有保温材の除去工法は、粉塵飛散抑制剤により湿潤化したのちに、手ばらで行う。</p> <p>(b)除去したアスベスト含有成形板の集積及び積込みに当たっては、高所より投下しないことのほか、粉塵の飛散防止に努める。</p> <p>(c)破砕されたアスベスト含有成形板は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れるなど、飛散防止措置を講ずる。(6.5.2)</p>
	⑦ 除去	<p>(a)除去したアスベスト含有吹付け材・成形板等を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管するものとし、シートで覆うなど飛散防止措置を講ずる。保管場所には、アスベスト等の保管場所であることの掲示を行う。</p> <p>(b)アスベスト含有吹付け材・成形板等の運搬車及び運搬容器は、アスベスト含有吹付け材・成形材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車輛の荷台に覆いを掛けるなど、飛散防止措置を講ずる。</p> <p>(c)除去したアスベスト含有吹付け材・成形板の処分</p> <p>[アスベスト含有吹付け材等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、設置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。 <p>[アスベスト含有成形板等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石綿含有石膏ボードは、管理型最終処分場で埋立処分する。 ・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 ・中間処理の場合は、設置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。(6.3.3)(6.4.4)(6.5.3)
	⑧ 設計図書	<p>設計図書 [○有 ・ 無]</p>
	⑨ 現地調査の結果	<p>①吹付け材 [○有 ・ 無]</p> <p>吹付け材の場所 屋 外 [外 壁]</p> <p>吹付け材の場所 屋 内 [天 井 ・ 壁]</p> <p>吹付け材の場所 小塵裏 ・ 天井裏 []</p>
	⑩ アスベスト(含有対象)吹付	<p>[○有 ・ 無]</p>
	⑪ アスベスト保温材・断熱材	<p>[・ 有 ・ 無]</p>
	⑫ アスベスト含有の判別方法	<p>○分析調査での判定 ・ 設計図書での判定 ・ その他</p>
	⑬ 事前調査	<p>① 設 計 図 書</p> <p>② 現 地 調 査 の 結 果</p>
⑭ 事前調査	<p>① 設 計 図 書</p> <p>② 現 地 調 査 の 結 果</p>	

 <p>Alpha Court co.,Ltd アルファコート株式会社</p>	<p>一級建築士事務所登録(石)第5189号</p>	<p>設計担当</p>	<p>図面名称</p> <p>解体工事特記仕様書</p>	<p>縮尺</p>	<p>共通</p>
		<p>北見市中央大通沿道地区第一種市街地再開発事業 解体工事 (北洋銀行・北見商工会議所・東京海上・共栄火災・ベルコパーキング)</p>			



当該敷地：北見市北3条東1丁目、北4条東1丁目
北見市北2条東1丁目、北4条西1丁目
附近見取図

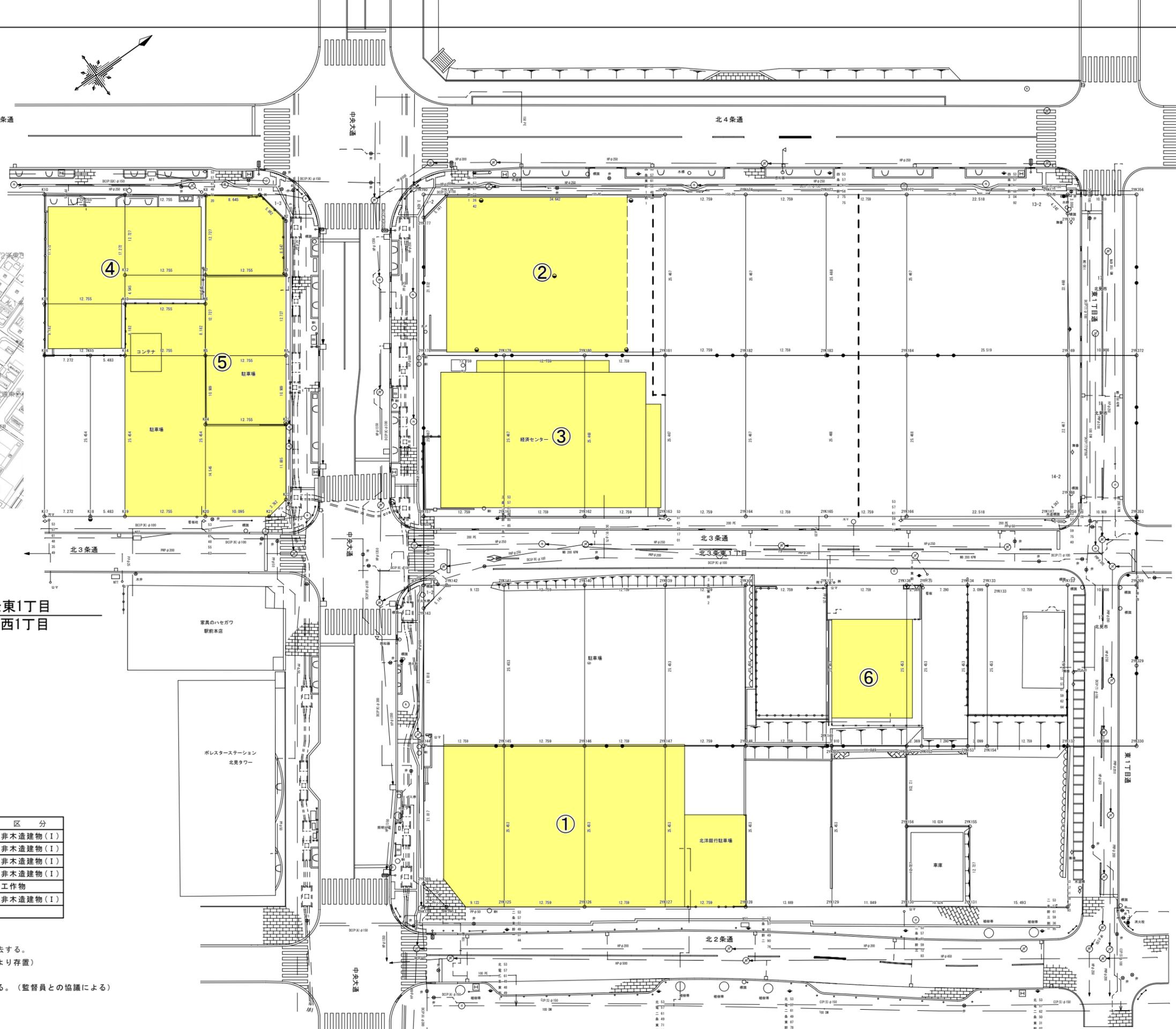
建物解体リスト

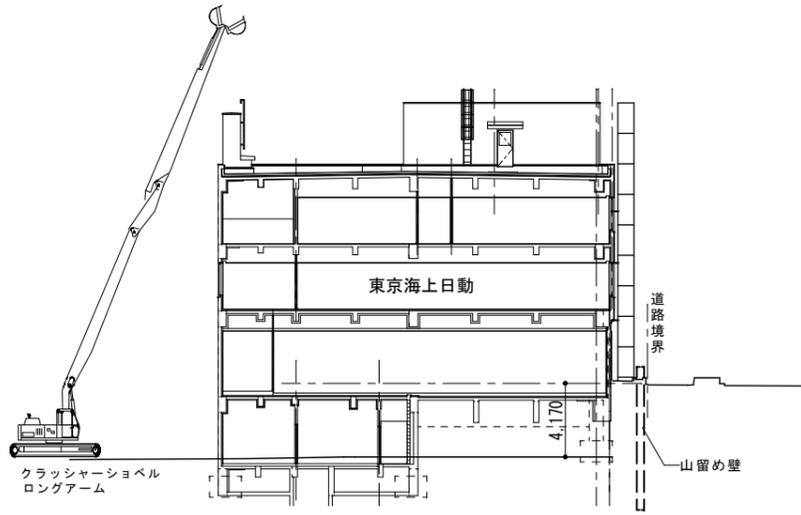
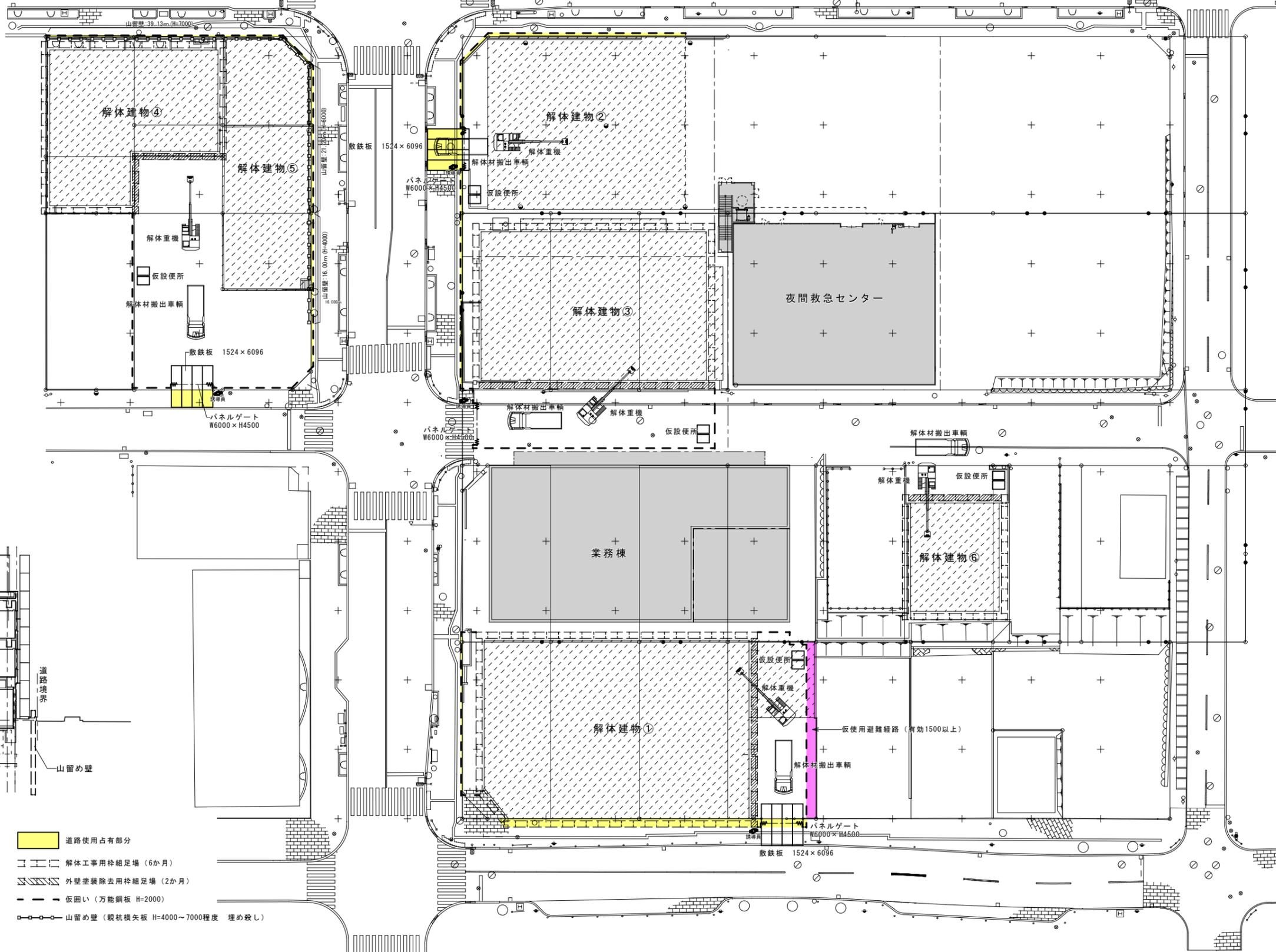
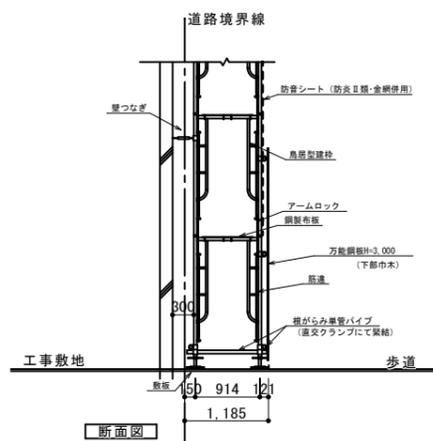
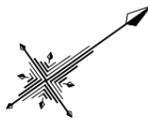
解体番号	構造・用途	階数	延床面積	区分
①北洋銀行	RC+S 造 店舗・車庫	3階/	1,763.21㎡	非木造建物(Ⅰ)
②ベルコパ-キング	S 造 駐車場	2階/	688.49㎡	非木造建物(Ⅰ)
③北見商工会議所	RC+S+W造 事務所	4階/	2,435.81㎡	非木造建物(Ⅰ)
④東京海上	RC 造 事務所	5階/B1	1,911.37㎡	非木造建物(Ⅰ)
⑤北見写真館	擁壁・切土			工作物
⑥共栄火災ビル	RC 造 事務所	5階/	834.15㎡	非木造建物(Ⅰ)

特記事項

- ・地階については山留壁を設置し地下躯体解体後に山留壁を撤去する。
- ・地下周囲に既存山留が存置している可能性がある。(協議により存置)
- ・地下湧水槽部分に溜まっている水は排水処理する。
- ・新築建物予定範囲の埋め戻しは各設計G L-500程度までとする。(監督員との協議による)

解体工事範囲





- 道路使用占有部分
- 解体工事用枠組足場 (6か月)
- 外壁塗装除去用枠組足場 (2か月)
- 仮囲い (万能鋼板 H=2000)
- 山留め壁 (観杭横矢板 H=4000~7000程度 埋め殺し)